

～企業の皆様の多様な人材確保を応援します～

令和3年度 障がい者雇用促進セミナー

令和3年度テーマ『知ることによって雇用は変わる』

「障害者雇用率制度」をご存じですか？

すべての事業主は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率以上の障がい者を雇用しなければならないこととされており、現在の民間企業の法定雇用率は2.3%で、対象となる事業主の範囲は、従業員数43.5人以上となっています。

青森市では、障がいのあるかたの雇用や実習受け入れに関心のある企業の皆様を対象に、障がい者雇用促進セミナーを開催いたします。

第1回「障がいのあるかたの職業能力を知る」

日時：令和3年8月23日(月)
13：30～15：30

参加費無料

場所：青森市ふれあいの館
(青森市中央3丁目16番1号 総合福祉センター2F)

対象：市内企業ご担当者様

定員：20名（先着順）

内容：○特別支援学校教諭による障がいの種類や特性の説明と
就職に向けた取組や職業スキルの実例紹介
○ハローワーク青森雇用指導官による各種支援制度の紹介

【お申し込み方法】

裏面の申込書に必要事項を記入の上、8月20日(金)までにFAX・メール等によりお申し込みください。

主催：青森市
共催：ハローワーク青森、青森雇用対策協議会
連絡先：青森市 経済部 経済政策課
TEL：017-734-2402 FAX：017-734-5126
メール：keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp

★開催予定

第2回(11月開催予定)
「業務の切り出し方を知る」

第3回(2月開催予定)
「障がい者雇用が職場にもたらす効果を知る」

FAX : 017-734-5162

Mail : keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp

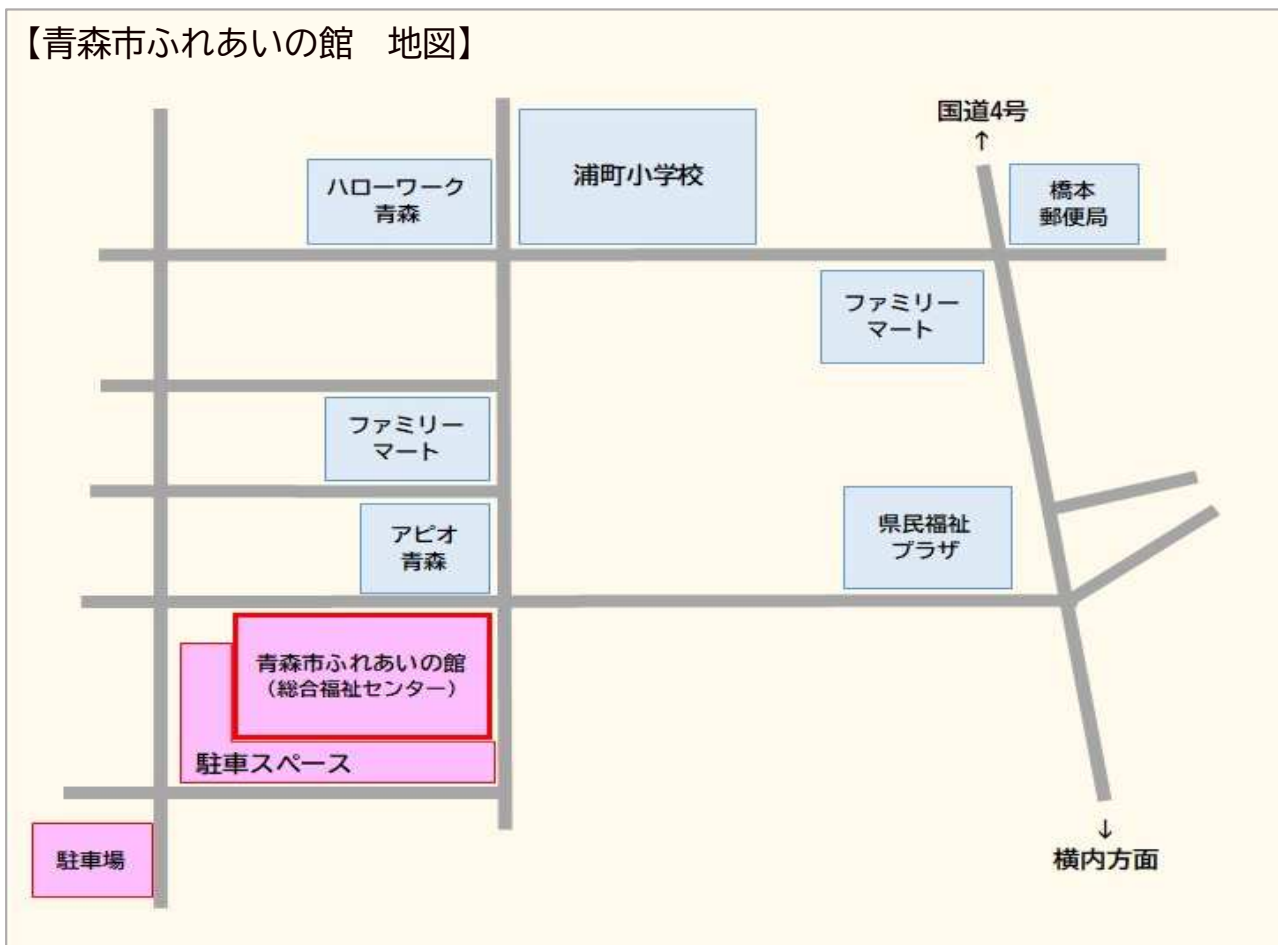
青森市役所 経済政策課宛【締切：令和3年8月20日(金)】

第1回 障がい者雇用促進セミナー参加申込書

企業名	
参加者 職・氏名	
連絡先	
従業員数	名
障がい者雇用の状況	雇用している（ 名） ・ 雇用していない

※メールでお申し込みいただく場合は、上記内容をメール本文にご記入ください。

【青森市ふれあいの館 地図】



※ご参加の際は、マスクの着用と手指消毒等の感染防止対策へのご協力をお願いいたします。また、発熱時や体調不良の場合には参加をご遠慮ください。セミナー実施にあたりましては、会場の換気、ソーシャルディスタンスの確保、消毒用アルコールの設置等、感染防止に努めて参ります。